

そもそも‘伝統工芸士’とは・・・



この実演会で大変お世話になっている

“伝統工芸士”さん。インターネットのフリー百科事典

‘ウィキペディア’によると、“伝統工芸士とは、

**伝産法第24条第8号に基づいて、
伝統的工芸品産業振興協会が行う認定試験である**

と説明しています。

というわけで、どうしたら、伝統工芸士になれるか調べてみました



私も伝統工芸士になれますか？

試験は難しいですか？

実技試験と知識試験の2科目あるため、
とって難しいものです。

・実技試験 (それぞれの技術を判断できる人が審査員をします。)

- ・製造工程
- ・作品審査 (課題作品)

・知識試験

- ・共通 / 伝統的工芸品に関する一般知識
- ・専門 / 当該伝統的工芸品等の技術・技法・歴史・原材料等

受験料は7,000円です。

合格率は約62%。(2009年時点で4,700人の伝統工芸士がいます。)

知識試験が、
かなり難しいのだ



私も受験できますか？



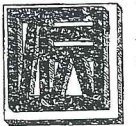
受験資格が重要です。

- ① 経済産業大臣指定伝統工芸品 (国指定伝統工芸品) の産地に住んでいること (原則)
- ② 経済産業大臣指定伝統工芸品の製造に、現在も従事していること、
- ③ 実務経験年数が12年以上あること。

なかなか
難しいなあ～



→ 試験に合格した方は、10,000円を添えて登録申請をします。
後日、認定証、登録証、徽章が交付されます 😊



伝統工芸士徽章

【結論】

- ① 国指定伝統的工芸品の産地に住み、
- ② 製造に12年間従事し、
- ③ 認定試験 (実技・筆記) に見事合格し、
- ④ 日本伝統工芸士会に登録すれば、

あなたも伝統工芸士になれます！

